

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

「滑川町住民基本台帳の一部の写しの閲覧に関する事務取扱要領」第14条の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日における住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況をお知らせします。

住民基本台帳法第11条第1項の規定による閲覧(国又は地方公共団体)の利用一覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)

請求をした機関の名称	請求事由の概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
滑川町農業委員会	農地台帳整備のため	3月4日	町内全域

住民基本台帳法第11条の2第1項の規定による閲覧(個人又は法人)の利用一覧

今年度閲覧該当なし